

食品表示制度

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく 表示の基準に関する内閣府令の改正要望 食品添加物の表示に関する改定要望（案）

NPO食品安全グローバルネットワーク

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村 幹雄

消費者庁の食品表示一元化検討会の最終報告書が公表された。また、「市民とともに消費者行政を考える議員連盟」も要請書を大臣に提出した。この時期に食品添加物の表示に関する消費者の改正要望を現行制度に適用してまとめた。

1 一括名の原則廃止

府令第11条「第一条第二項の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては、同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができ、」及び「別表第五」を削除する。また、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（消食表第377号、平成22年10月20日、消費者庁次長通知）の別紙4も削除する。

但し、極めて一部の食品添加物（例えば、香

料）に限って、一括名での表示を認める。

2 簡略名の一部廃止

消費者庁次長通知の別紙1で示された簡略名の一部を削除または修正する。

- ① 簡略名「加工デンプン」を認めない。個別の名称で表示させる。
- ② アミノ酸（例：DL-アラニン）の「DL」の省略を認めない。D体を含むことを表示させる。
- ③ タール色素のアルミニウムレーキ（例：食用赤色2号アルミニウムレーキ）の「レーキ」の省略を認めない。

また、消費者庁次長通知の別紙2で示されたリン酸塩の簡略名について、「ピロ」、「メタ」及び「ポリ」の省略を認めない。

3 既存添加物の簡略名・類別名の一部の改正

消費者庁次長通知の別添1で示された既存添加

物収載品目リストを、次の通り改正する。

- ① 収載品目リストで示された基原・製法・本質と添加物公定書（現在、第8版）の定義との齟齬を解消する。
- ② ビタミンA効果を有しないカロテノイド（例：アナトー色素）については、「カロチノイド」、「カロテノイド」、「カロチノイド色素」、「カロテノイド色素」の使用を認めない。
- ③ 類別名「野菜色素」の範囲について、再整理する。
- ④ 必要があれば、他の品目についても修正する。

4 一般飲食物添加物の整理と公表

一般飲食物添加物については、同通知の別添3で、72品目が例示された。しかし、別添3に記載のない一般飲食物添加物については、「特定できる科学的に適切な名称をもって表示する」と同通知の「2 運用上の留意事項」の「(1) 食品に関わる表示について」の「①物質名表示関係」の「カ」で示された基準で運用されてきた。これら

の一般飲食物添加物の実態については、行政も把握できていない。従って、消費者には実態が全く分からない。

さらに、薬事法の食薬区分で「医薬品的な効果効能を標ぼうしない限り医薬品と判断しない」（非医薬品）とされた化学物質（例：コエンザイムQ10、）が32品目（平成23年6月23日）存在する。こうしたことから、消費者庁は実態を把握・整理し、公表していただきたい。

5 監視と是正措置

新法の下でも、これまで実施されてきた臨検・収去や監視指導計画を引き続き実施していただきたい。また、確実に執行できるように、消費者庁の手足（例えば、厚労省の国立衛研）を確保していただくとともに、都道府県における保健所等の執行体制も整備していただきたい。

消費者も加えて、制度の具体的な検討を行なう作業部会を早急に設置していただきたい。

